

## 食品中のリステリア・モノサイトゲネスの検査について

## 1. 検査の概要

基準適合性は、対象となる食品検体 1 g 当たり、リステリア・モノサイトゲネス生菌数が 100 を超えないことを別紙 1 に示す定量試験法により  $n=5$  で評価する。予備試験を行う場合は、検体 25 g を対象とした予備定量試験法と定性試験法の併用により評価し、必要な場合は本試験 ( $n=5$  で評価する定量試験法) を行い、その結果から当該食品の基準適合性を判断する。

予備試験は、3 箇所以上から検体を採取し、計 25 g とし、別紙 2 に示す定性試験法により生菌の検出の有無を確認し、本試験を行う必要性を決定する。検体は、200 g 以上を確保し、定性試験の結果が出るまで 4℃以下(冷凍食品の場合は冷凍状態)で保存する。また、基準適合性を迅速に評価する為に、定性試験用に作成したストマッカー等処理後の 10%乳剤 (half-Fraser 液体培地) から一部を分取し、直接酵素基質培地に接種、培養し、平板培地上に形成したリステリア・モノサイトゲネスの定型集落を計数することで、本試験の必要性を評価する。

具体的な予備試験の手順は、ストマッカー等処理後の 10%乳剤 (half-Fraser 液体培地) から、1 ml をピペットにより滅菌試験管等に無菌的に分取し、3 枚の酵素基質培地に全量を塗抹し、定量試験法と同様の手法で培養を行う (予備定量試験)。予備定量試験用に 1 ml を分取した残りの 10%乳剤を用い、定性試験法により、生菌の有無を評価する。

予備定量試験により、リステリア・モノサイトゲネスの定型集落が 3 枚の酵素基質培地上に合計 11 集落以上観察された場合は、5 集落について本試験と同様の手順で性状確認を行い、いずれもリステリア・モノサイトゲネスであることが確認された場合等、11 集落以上のリステリア・モノサイトゲネスが別紙 1 の 5. 計数法に示す方法で確認された場合は、規格基準違反とする。リステリア・モノサイトゲネスの定型集落が 3 枚の酵素基質培地上に合計 1 から 10 集落観察された場合、又は定性試験によりリステリア・モノサイトゲネスが検出された場合は、速やかに以下の本試験を行う。

本試験は、4℃以下に保存してあった検体につき、検体量 10 g ずつを対象とし、 $n=5$  で、定量試験を実施する。試験法は別紙 1 に示す定量試験法により行う。 $n=5$  で評価した結果、少なくともいずれかの 1 試料について 11 集落以上のリステリア・モノサイトゲネスが別紙 1 の 5. 計数法に示す方法で確認された場合は、規格基準違反とする。

なお、別紙 1 の定量試験法は ISO 11290-2 に示される試験法で実施しても差し支えない。

## 2. 検体の調製

同一ロットの食品検体 200 g 以上を準備する。ハサミ、ピンセット等を用いて 3 箇所以上から検体を無菌的に切り出し、合計 25 g とし、ストマッカー用袋 (ストマフィルター使用可) に採る。それに 225 ml の half-Fraser 液体培地を加え、ストマッカー等で均質化し、ストマッカーを用いる場合は、1 分間ストマッカー処理する (ストマッカーが準備できない施設は、揉み洗いを 20 回程度行う。)

予備試験を行う場合のフロー図

